

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月16日 15時25分ごろ
発生場所	和歌山県新宮市新宮港東南東方沖 新宮港北防波堤南灯台から真方位117° 3.8海里（M）付近 （概位 北緯33° 38.5′ 東経136° 03.4′）
事故の概要	貨物船第一誠徳 ^{まいとく} は、北東進中、また、漁船香代丸 ^{こうだい} は、北北西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第一誠徳、498トン 140600、有限会社大光汽船 B 漁船 香代丸、4.2トン ME3-55084（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） 航海士A、五級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷中央部外板に破口、操舵室左舷側が圧壊等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長A及び航海士Aほか3人が乗り組み、レーダーを作動させて6Mレンジとし、約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により北東進中、単独で船橋当直についていた航海士Aが、操舵室前面の中央付近に置いた移動式椅子に腰を掛けた姿勢で動かずに見張りを行っていたところ、至近に迫ったB船を認めたもののどうすることもできず、B船と衝突した。</p> <p>航海士Aは、本事故当時、正船首の窓とその右隣の窓との間の窓枠にB船が隠れており、至近になるまでB船に気付かなかったと本事故後に思った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、約6knの速力で手動操舵により北北西進中、船長Bが、前路に漂流物がないか気になって見ていたところ、左舷方至近に迫ったA船を認めたもののどうすることもできず、A船と衝突した。</p> <p>船長Bは、本事故当時、本事故発生場所付近に河川から流れ出る根の付いた木やロープ等の漂流物が多く、気になっていた。</p>

	B船には、レーダーがなかった。
分析	<p>A船は、航海士Aが、椅子に腰を掛けて移動せず、見張りを適切に行っていなかったことから、窓枠で隠れていたB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、船長Bが、前路の漂流物の見張りに意識を向け、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	本事故は、A船が北東進中、B船が北北西進中、航海士A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船橋内を移動するなどして常時適切な見張りを行うこと。 ・ 特定の方向を見続けることなく、周囲を確認すること。